

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 1 5 回 総 会 議 事 録

自 平成31年 3 月 28 日  
至 平成31年 3 月 28 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

# 第 1 5 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成31年 3 月 28 日

## 1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	欠		農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	農 地
8	照 井 明	○		農 地

## 2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大  
主 幹 齊藤嘉重  
主 任 澁谷直樹

## 3 委員会に付議した議件

- 日程 1 議事録署名委員の指名
- 日程 2 会務報告
- 日程 3 報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
- 日程 4 議案第 46 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号(農地法施行規則第 17 条)に規定する別段の面積(下限面積)の基準設定の必要性の有無について
- 日程 5 議案第 47 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
- 日程 6 議案第 48 号 平成 31 年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認
- 日程 7 議案第 49 号 農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について
- 日程 8 議案第 50 号 合意解約通知の成立状況の確認
- 日程 9 議案第 51 号 農用地利用集積計画の作成の要請

開会 午後1時23分

議長 これより第15回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は7名であります。  
石田委員、對木委員より欠席の届け出があります。

白糖町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
6番 澁谷委員、7番 峯田委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。  
3月5日から7日の期間に「女性農業委員活動推進シンポジウム」を東京都にて開催、峯田委員と澁谷委員が出席しております。  
峯田委員、会議の報告をよろしくお願ひします。

峯田委員 7番、峯田です。会議の開催日は3月6日で、当日の参会者は全国の女性農業委員が500名程の出席でした。北海道からは17名の参加者でした。  
会議の内容につきましては、講演と研修、さらにパネルディスカッションになります。  
講演は、一般社団法人会議ファシリテーター普及協会の釘山講師より「農業の未来は明るいぞ！」と題して、新しい会議のすすめ方についてお話がありました。  
会議といえば、何か堅苦しいイメージがあると思いますが、ファシリテーションという会議のやり方では、明るく前向きな雰囲気を出すことに心掛けています。  
例えば、座談会的な打ち合わせの場を考えると、その打合せの場では一部の人しか発言しないのは、「話す会議」をやっているからで、これは発言力の強い人が会議の場を占領してしまうやり方です。最新の会議では、発言力が弱い人でも自分の意見が言えるように「思ったことは紙に書きだす」ということを基本に進めています。  
これにより、出される意見やアイデアが飛躍的に増え、自然な対話ができるようになります。  
これを農業委員会の仕事に例えますと、優良農地を守るアイデアを集落の農家さん達とともに、農協、農業委員など、みんなで考え、農地集積などに繋げていく。参加者は男性だけではなく女性にも参加してもらい、従来の固い話し合いから、わいわいがやがやとみんなで話し合える

場に変えていくことで、農業を元気にしていこうという内容でした。

次の、研修会では「農業者年金のメリットと加入促進について」を農業者年金基金理事長より説明がありました。

引き続き、パネルディスカッションに移行し、基本テーマを「農地利用の最適化を実践しよう」と題して、パネリストには茨城県茨城町農業委員会、福井県小浜市農業委員会、熊本県錦町農業委員会、それぞれのまちの農業の概要や農業委員会の取り組みの発表をおこない、特にテーマとして掲げています最適化については、担い手に農地集積を推進するためには、まずは利用状況調査で現場を把握することが大事で、そこから担い手との意見交換などを経て集積に繋げていくというお話でした。

以上が会議内容の報告であります。

議長 峯田委員、澁谷委員 お疲れ様でした。

続いて、3月19日から20日にかけては「北海道農業会議第86回総会、会長・事務局長研修会」が札幌で開催、私と事務局の出席となりました。

3月25日、「釧路地方農業委員会連合会役員会」を弟子屈町で開催、私と事務局が出席しております。

以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よりお願いいたします。

斉藤主幹 報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。

下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。

平成31年3月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1 被相続人 [ ] 相続人 [ ]

次のページをお開き下さい。

先日、ご子息の [ ] さまより相続の届け出がありましたので、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照いたします。

なお、この土地は現在、 [ ] [ ] が賃貸借による使用している場所でもあります。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。

議長 報告第8号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第46号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹

議案第46号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」。

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知／平成22年12月22日最終改正）に基づき、農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第20条）に規定する「別段の面積（下限面積）」の基準について、本会の審議を求める。

平成31年3月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをお開き下さい。

農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無についての調書。

本議案につきましては、昨年皆様方に調査をしていただいた、利用状況調査の結果を基に作成しております。内容としては、調査①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第3項第1号関係）、また調査②「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地。これらについて調査をした結果、表の一番下の欄になりますが、「農地法第30条の規定に基づく利用状況調査結果について」です。

白糠町では、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」及び「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地」は確認されていないことから、農地等については、おおむね適正に利用されていると判断される。

【別段面積（下限面積）の設定の有無について】

白糠町内における営農条件は、おおむね全地区で同一として判断し、平均的な経営規模（設定区域）を町内全域で統一しており、それらの条件の下、農地又は採草放牧地について農地法施行規則第17条第1項（農地等を耕作等の事業に供する者の総数のおおむね40%以上が2ヘクタールを下回る場合）及び第2項（耕作放棄地等が相当度存在することによる新規就農の促進の場合）と照らし合わせると、実態に適さない別段の面積（下限面積）となるため、白糠町における別段の面積（下限面積）の設定の必要性は無いものと判断し、別段の面積（下限面積）は、農地法第3条第2項第5号の定めによる面積（北海道では2ha）のとおりとする。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、農地法第3条の許可基準である下限面積についての基準設定の必要性の有無についての審議であります。

内容につきましては、昨年、皆様を実施していただきました、利用状況調査の結果を基に、白糠町内における農地の適正利用について検証し、白糠町における下限面積の設定の必要性は無いものと判断し、白糠町における下限面積は、農地法第3条第2項第5号の定めにより2ヘクタールとするという内容であります。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

議長 議案第46号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第46号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第47号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」についてを議題といたします。

斉藤主幹、議案の朗読、説明をお願いいたします。

斉藤主幹 議案第47号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

平成31年3月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称

号別2、

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

特に売上高には「農業」と「その他事業」に分かれていますが、農業の部分で、その他事業と比較して十分に過半を満たしておりますので、適合しております。

その他の項目につきましても要件を満たしていると考えております。

これをもって、議案第47号の説明とさせていただきます。

議長 議案第47号の質疑をお受けいたします。

酒井委員 ■■■■■の農業従事者4名、5名と記載があります。売上げが■■■■円程度なので、これでやっていけるのでしょうか。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩》

再開します。  
他に質疑はございませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第47号につきましては原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第48号「平成31年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」についてを議題といたします。  
斉藤主幹より議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 議案第48号「平成31年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」。白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領第1項の2に基づき、あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認について本会の審議を求める。

平成31年3月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づきまして、作成を義務づけられているものであります。

名簿の調製は、平成31年3月31日現在65歳以下の方と、66歳以上ではあるが、後継者のいる方を登載しております。昨年と比較しますと、昨年の登録者54名に対しまして、今年は55名となっております。1名の増となっております。内訳は、■■■■を登録するものです。

また、平成31年度中に66歳に到達する者につきましては、該当ありません。

これをもって、議案第48号の説明とさせていただきます。

議長 それでは1ページごとご覧いただきます。  
番号1の■■■■さんから番号17までの■■■■さんまでになります。

(出席委員) (なし)

次のページになります。  
番号18の■■■■委員から番号27までの■■■■さんまでになります。

(出席委員) (なし)  
次のページになります。  
番号28号の [ ] から番号40までの [ ] さんまでになります。

中河委員 37番の [ ] さん。後継者のところが、2名になっている。

斉藤主幹 訂正させていただきます。2名から1名に訂正させていただきます。

澁谷委員 32番の [ ] ですが、男子専従者の57歳以上が2名と女子専従者57歳以上が2名となっているが、それぞれ1名。

斉藤主幹 それぞれ、2名から1名に訂正させていただきます。

議長 よろしいですか。

(出席委員) (なし)

議長 次のページになります。  
番号41の [ ] さんから番号55までの [ ] までになります。

中河委員 45番の [ ] さんですが、あとつぎである [ ] さんが専従になっている。これでいいのか。

事務局長 ローリーに乗っている方の話ですか。

中河委員 ローリーの運転手と専従はできるのか。  
議長すみません。言っぱなしですみませんが、早退させてください。

議長 わかりました。

中河委員 後ほど伺います。

《早 退》

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩》

再開します。

事務局長 50番の [ ] さんと54番の [ ] さんにつきましては、実際に借りているところがなくて、 [ ] さんのところには羊がないはず。馬もないですね。 [ ] さんは [ ] にお勤めと聞いております。そちらが主な仕事になっていると思われれます。そのため、登載から外していいと思うのですが。

酒井委員 ここから外れるということはどういうことですか。



齊藤主幹 土地のあっせんの売買や貸し借りの申し出が上がってきたときは、その集落の方に通知をします。名簿から外れるということは通知がいかないということになります。

酒井委員 本人が希望するとかではなくて、現状そうだろうということで判断できるのであれば、いま外しても構わないと思います。

事務局長 ここでご意見を伺って、ご本人の意向も伺った中で外したいと思いません。  
■■■■さんはどうですか。

峯田委員 育成はやっているはず。

齊藤主幹 名簿から除いてしまうと、今後あっせんがあったとき、事実関係が一切わからなくなります。  
■■■■さんは事務局で確認させていただきます。  
希望がなければ名簿から外します。

議長 確認して下さい。  
それでは全体を通して何か気づいた点がありましたら、再度受付します。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第48号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第49号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について」を議題といたします。  
齊藤主幹より報告の朗読 及び 内容の説明をお願いします。

齊藤主幹 議案第49号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について」。  
「農業委員会の適正な事務実施について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、農業委員会の活動の点検・評価、活動計画(案)を策定したので本会の審議を求める。  
平成31年3月28日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
内容について、ご説明いたします。

本計画は、農業委員会が行なう法令事務と促進等事務の判断の透明性や公平性、また、外部・内部を問わず、はっきり見える活発な活動が強く求められていることに伴い、平成21年より義務付けされたものであり、今回につきましては、平成30年度計画の活動の点検・評価と平成31年度の活動計画を設定し、広く公表するものであります。

まず、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の記載内容についてであります。

I 農業委員会の状況、農業の概要につきましては、主に2015年農林業センサスに基づき記載しております、また、農地台帳面積、農業委員の実数につきましては、今日時点の実数となっております。

次のページの

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、平成30年度の集積実績になります、あらかじめ集積目標を100haとじていましたが、実績では123.80haとなり、目標値につきましては、達成することができました。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状では、直近では平成27年度に1経営体、シソの生産をおこなっています「          」以降の参入はございません。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価、Vの違反転用への適正な対応は該当ございません。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検は、平成30年度中、7件の実績となっております。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は、8法人、本日の報告も含めた数字となっております。

4の情報の提供等は、賃貸借、所有権の移動をとりまとめ、町のホームページに反映、また農地台帳の内容の一部がインターネットを通じて閲覧することができるので、本日の総会後にインターネットの農地台帳に反映させております。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、町のホームページを通じて要望・意見を募ります。1カ月間ホームページにこの内容を登載し、その後あらためて農業委員会の総会でお諮りしたと考えております。

次に、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

I 農業委員会の状況になりますが、これも主に農林業センサスの数値になります。

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、集積目標を100haで設定させていただきました。これは利用集積の期間満了による再設定とあわせによる集積で、昨年と同数の数値を計上させていただきました。

Ⅲ 遊休農地に関する措置の平成31年度の目標及び活動計画になります。調査実施時期につきましては8月頃から10月に実施するものとしますが、時期につきましてはみなさまにご相談の上、実施したいと考えています。

これをもって、議案第49号の説明とさせていただきます。

議長 議案第49号の質疑をお受けいたします。

酒井委員 目標なので、それほど大きな問題はないかもしれませんが、1経営体の2ヘクタールの新規就農の話はなくなっているのですか。いまの現状を聞きたかったのですか。

斉藤主幹 新規就農の相談がありまして、昨年から度々情報提供をさせていただいた中の一つに、マメ、野菜農家としてマメの栽培をしたいという方がいました。その方はいま [ ] に在住されております。場所は [ ] の [ ] が近くにありまして、そこに [ ] があります。 [ ] をやりたいと。 [ ] の近くには [ ] ほどの土地を持っていて、その中でマメ栽培をしております。そのマメは本別で加工してもらい納豆にして加工販売をしている。

その納豆の生産を拡大したいということで、白糖に相談がありまして [ ] の近くに [ ] の土地がありまして、そこでマメ栽培をしたいとのご相談です。

その話がどんどん進んで行って、現在は認定農業者としての申請をしております。4月上旬くらいに認定を受けるのではないかとということで、当然、認定農業者になれば諸々特典がありますので、白糖町としても新規就農のために新制度の要綱を作成しましたので、総会が終了しましたらその要綱の説明をしたいと思っております。

その要綱に則って白糖でこういう内容で助成をしたいという部分と、認定農業者になれば国の交付金の制度も受けることができますので、それも受ける。そういうのに基づきまして身の回りのインフラ整備を行ったり、当面の運転資金に充てることで話は進んでおります。

事務局長 酒井委員が想定していたのは、去年までいた支援員の新規就農の位置付けですね。それにつきましてはなくなりましたので、新規就農はいま説明した内容です。

議長 その他ありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第49号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第50号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹

議案第50号「合意解約通知の成立状況の確認」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による許可について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

平成31年3月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 [REDACTED] 借主 [REDACTED]

号別2 貸主 [REDACTED] 借主 [REDACTED]

次のページをお開き下さい。

それでは、最初に賃貸借の解約申入書から朗読、説明いたします。

号別1、借主の[REDACTED]様と貸主の[REDACTED]様の解約理由は、「一部合意解約により、賃貸借料の変更が生じたため」であります。

前回、総会終了後の農地専門委員会で残りの土地につきまして調整をさせていただきました。

残りの土地は現在も契約が続いておりますので、一旦全部解約した上で、賃貸借料を変更し、再度、農用地利用集積計画を設定するものであります。

号別2、借主の[REDACTED]と貸主の[REDACTED]様の解約理由は、「土地の分筆に伴い、賃貸借料の見直しが生じたため」であります。

現在、この解約地の一部の土地につきまして、分筆登記を進めているところであります。分筆が完了するのが4月上旬を予定しておりますので、完了次第、3条申請の提出がある予定です。また、同時にあっせん  
の申し出もある予定となっております。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

議長

あっせんの申し出は出てくるのか。

斉藤主幹

分筆が4月の第1週くらい終わりますので、既に測量を終えて、後は分筆登記をするだけになっております。分筆登記は4月の第2週を予定しておりますので、登記が完了すれば新しい地番と面積が確定しますので、ハウスぎりぎりまで借りるということで、そこは賃貸者を結び直す。  
[REDACTED]さん寄りの土地は、そこはあっせん、売買ということで申し出がある予定となっております。

議長 それでは、議案第50号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第50号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第9 議案第51号「農用地利用集積計画の作成の要請」について  
議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。  
斉藤主幹よろしくお願ひいたします。

斉藤主幹 議案第51号「農用地利用集積計画の作成の要請」。  
下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。  
平成31年3月28日提出。  
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
別紙のとおり。

次のページをおめくり願ひます。

議案第51号、農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権）先程、議案第50号でご審議いただいた、解約地につきまして賃借権の見直しをし、集積計画の再設定を行うものであります。

この件につきましては、農地専門委員会で利用調整をさせていただいております。

借賃の■■■■円につきましては、変更前の額が■■■■円。解約地（茶路基線■■■■ 面積■■■■㎡）の部分を除いて再計算をおこなった結果。

※ 計算内容

$$\begin{aligned} & \text{■■■■円} \div \text{■■■■0㎡} = \text{■■■■円/㎡} \quad \text{※反当り■■■■円} \\ & \text{解約地} \text{■■■■1㎡} \times \text{■■■■円} = \text{■■■■円} \\ & \text{■■■■円} - \text{■■■■円} = \text{■■■■円} \div \text{■■■■円} \end{aligned}$$

土地が減った分の借賃のみとさせていただいておりますので、設定の終期の年度は当初のとおり、平成34年度としています。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

議長 議案第51号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第51号につきましては、原案のとおり決定いたします。  
以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全  
て終了いたしました。  
これをもちまして、第15回農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

( 閉会時間 午後 2 時15分 )